

議 第 9 号

サーキュラーエコノミー（循環経済）の
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣 あ て
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会を持続可能なものとするには、現在の大量生産が大量廃棄を生む経済から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを活用しつつ、サービス化等により付加価値を生むサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が必要である。

エネルギー消費や自然破壊を抑制するサーキュラーエコノミーにライフスタイル全体を変革する大きな流れをつくるには、紙や衣類等の国民生活に密着した製品の資源循環の推進が必要であり、製品を設計・製造する「動脈産業」と廃棄物の再利用等を担う「静脈産業」の連携等による産業構造の構築が重要となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に資するサーキュラーエコノミーの実現を目指し、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 貴金属等の資源が含まれる太陽光パネル等の部材等に対して、将来の大量廃棄に備えた資源循環を促進する制度の創設や技術的支援等を進めること。
- 2 建築物の長寿命化やリノベーションを促す税制措置等の充実とともに、建設廃棄物の再資源化の向上を図るアップサイクル等の取組を進めること。
- 3 地域における森林資源の循環利用の確立や、高齢化で利用が増加する紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。